



Title	日本の近代化が必要とした「国民」鑄造の型枠
Author(s)	木村, 崇
Citation	境界研究, 9, 59-90
Issue Date	2019-03-29
DOI	10.14943/jbr.9.59
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/83566
Type	bulletin (article)
File Information	9_04.pdf



[Instructions for use](#)

[ディスカッション]

日本の近代化が必要とした「国民」 鑄造の型枠

木村 崇

はじめに

前近代からの脱却は洋の東西を問わず、必然的に多大の犠牲と不幸をともなった。だが近代化がそれなりに達成されると、その成果に幻惑され、全経過のごく一部を美化するかたちで歴史を騙る物語が紡がれてゆく。この美化事業に積極的に携わるのは、近代化によって生み出された国民国家において表舞台に立ちたがる人間たちである。2018年には安倍政権が主宰する「明治150年」と称した記念行事が催され、新聞各紙も、あれこれスタンスを変えながら特集記事を組んだ。官邸ホームページを瞥見するかぎり、今回の「美化」の対象は「明治期においては、能力本位の人材登用の下、若者や女性が、外国人から学んだ知識を活かし、新たな道を切り拓き、日本の良さや伝統を生かした技術・文化を生み出した」という一点に集約されるようである。そして「これらを知る機会を設け、明治期の人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の強みを再認識し、現代に活かすことで、日本のさらなる発展をめざす基礎とする」ためにこの行事を行うのだと「お題目」が唱えられている。だがどれほど自画自賛的に「明治国家による近代化」像を描いて見せたところで、虚像はしょせん虚像でしかない。

一方このような「美化」にあらがうかつての奥羽越列藩同盟の地方では「戊辰戦争150年」記念行事が催された。1968年に佐藤政権のもとで、おなじく近代化礼賛を全面に押し出して挙行された「明治100年」式典の際には(佐藤栄作は安倍晋三の大叔父で、ともに「長州」の出であることと、彼らの行事への思い入れの深さとは無関係でなかろう)、表立ってみられなかった現象である。ところで「明治」という年号をあえて使うのならば記念行事が行われた年はそれぞれ、「明治101年」であり「明治151年」のはずである。式典主催者の、「～周年」という散文的用語に違和感をおぼえずにはおれない「明治」尊崇心理がそうさせたのであろうが、これではかえって元号にこだわる人々の「元号しらず」が露呈されてしまったという、苦笑をさそう結果に終わったのであった。

それはさておきここで問題とされる「近代化」とは、それがなされた国家と社会とを構築するすべての構造部分において、相互に作用しあいながら同時展開する総合的な過程である。近代化の把握はそもそも、想定される全体像がある程度見えてこないあいだは、各構

造部分を十分な精度をもって論じることは出来ない。だが一方、個別構造部分の解明が相当程度進まない限り、全体像を把握することはとうてい出来ないというジレンマを抱えている。そこで問題解決の手がかりをえるため、近代化が国民国家の形成と軌を一にして起こることに着目し、近代化の担い手であり同時にその産物でもある「国民」がどのように形づくられたかを解明することから着手することにしたい。つまりまずは核心的と思われる問題を手がかりに論を立てようというわけである。

ここでいう「国民」にいかなるものを想定しているかを先に断っておきたい。通念ではそれは日本国籍を有し、憲法や関連諸法規によって所定の権利と義務を付与されている社会的存在としての個別の人間のことを指すであろう。しかし本論文で考察する「国民」とは、日本という国家に対して明確な帰属意識を持ち始めた存在としての、限られた時代の(より長いスパンでの代替わりも想定されるが)人間集団を指している。なぜこのような区別がなされねばならないかという、近代化はそれを遂行する人的力量を突き動かす「意識」抜きには実現しないからである。ではその意識形成は、いつ、だれが、どのように仕掛け、いかなる過程を経て定着していったのであろう。本論文での考究は、それを解くことが上に述べた全体像の解明に先立つ課題であろうという見込み判断に基づくものである。

この主題にいち早く着眼したものとしては、「国民とは国民たらしめるものである」といはれる。単に一つの国家的共同体に所属し、共通の政治的制度を上に乗せているといふ客観的事実は未だ近代的意味に於ける『国民』を成立させしめるには足りない」という的を射た視座を据えての文言ではじまる論文、すなわち丸山眞男の「国民主義の『前期的』形成」をあげなければならないであろう⁽¹⁾。丸山は続けて、「そこにあるのはたかだか人民乃至は国家所属員であって『国民』(nation)ではない。それが『国民』となるためには、さうした共属性が彼等自らによつて積極的に意欲され、或は少なくとも望ましきものとして意識されてみなければならぬ」として、国民を国民たらしめる「意識」なるものの重要な役割を指摘する⁽²⁾。表題において「『前期的』形成」と時期が限られていることでもわかるように、当然「明治以後のナショナリズム思想の発展を、それが国民主義の理論として形成されながらいかにして国家主義のそれに変貌していったかという観点で把えようという意図の下に執筆したものであつたのだが、「本来序論として簡単に触れる筈であつた近代的ナショナリズムの前史としての徳川時代の部分が意外に長くなり、本論に入らぬうちに私に突然召集令状が舞い込んだため、ともかくも維新直前までを纏めたままで中絶してしまつた」⁽³⁾と、未完状態ではありながら、それなりに完結したものとして公表した事情が「あとがき」において明かされている。

(1) 丸山眞男『日本政治思想史研究』東京大学出版会、1983年(新装第1刷)、321頁。

(2) 同上。

(3) 丸山『日本政治思想史研究』、373-374頁。

日本において国民国家形成がいかになされ、どのような近代化が進められていったかについての研究は、憲法制定、行政組織、司法制度、議会制度等の確立、政党活動、軍隊組織、初・中・高等教育(教員養成を含む)制度、税制・財政・金融制度、蝦夷地開拓、殖産興業、不平等条約改正を軸とする外交、近隣諸地域との軋轢等々の「各構造部分」に分かれたかたちでそれぞれ深くすすめられ、それにふさわしい学術的成果があがっている。ではそれらの各部分において、たとえばその時々の「国民意識」がどのような関わりをもち、いかなる「作用・反作用」があったかについて、いわば縦断的視点からの検証がどの程度なされたかについては、かならずしも十全な検討が行われてはいないように思われる。

それだけでなく、さらに新たな研究課題が提起されていることにも気付かざるをえない。すなわち、日本「国民」は本人たちの意志にもとづかない外力をもって作り出されたのか、それとも明治維新という革命的大変動ともなつて「生まれ出た」ものなのか、という一種二者択一的な論点の存在である。明治史研究者の中には、論文中にわざわざ日本「国民の誕生[傍点：筆者]」という章を設けた例がある。当該論文著者は「難産」ではあったことを認めつつ、次のようにあきらかに「自然分娩」のイメージで事態の経過を特徴付けている。「一般に後発の国民国家形成においてはいつそう際立った国民化がしいられるのであろう。とりわけ日本のように国民化が異文化受容と一体化している場合には大きな変化が観察される。人民の側に経って考察すれば、フランスの人民よりも日本の人民の方がより大きな変化を強いられたことは疑いえない。明治維新が『革命』であることを否定する論者たちは多くの場合このことを見落としている」と⁽⁴⁾。ここでは日本の「後発性」と「異文化受容」という二つの契機が日本国民に「[フランス国民と比較して]より大きな変化を強」いたとし、「難産」となった主因はそこにあったとしているのである。明治国家の構築過程で国民国家に値する「国民」は、たとえどんな強制をとともなつてもかまわぬと判断した「革命推進当事者」がいたこと、その強い意志なくしては日本「国民」は生まれ得なかったことを、この論者は過小評価しているか見過ごしている。

フランス革命と明治維新の決定的な違いは、前者においては革命の主体的担い手となった人民大衆が相当数いたのに対し、明治維新においては大多数の人民大衆は局外者であった点にある。いわゆる「草莽の志士」の活躍があったのはたしかだが、彼らは維新遂行主体であった武士身分の出身者たちに都合良く利用された存在でしかなかった。明治維新の紆余曲折の進行プロセスにおいて、やがて「富国強兵」が国の命運を決する重要課題として認識されるようになる。政治権力の奪取とその維持は武士階級出身者(及び一部の公家たち)だけでも可能であったが、「富国」も「強兵」も、それを実行する人間たちの自覚された行動なしには実現できなかった。そのために「軍人勅諭」と「教育勅語」が果たしたと思われる決

(4) 西川長夫「序 日本型国民国家の形成：比較史的観点から」西川長夫、宮松秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995年、31頁。

定的役割については、これまでかなり多岐にわたって研究がなされてきたといえよう。しかし、国民の一人一人が国家にたいして理屈抜きで「一体感」を覚えるようになるためには、もう一つの「仕掛け」が必要であった。それは国民個々人ではなく、「家族」、もっと正確には「家」単位で括られた「国民」が造られたことである。それ抜きには「日本国臣民」は日本の近代化の歴史に登場しなかったであろう。天皇を国の「家長」になぞらえるアレゴリーは、明治国家の登場以前にはまったく存在しなかった。そのうえ、「家制度」はすべての「日本人」に普遍的であったわけではなかった。それをこねくりあげたのは、やはり武士階級出身の若き知的エリートたちであった。かれらは自分たちの階級にしか通用しない「習俗」を、日本古来の全般的伝統であるかのように思い込み、天皇とその「赤子」からなる「疑似家族的国家主義」とでも呼ぶべき「近代」とは「似て非なる」国家を構築したのであった。

それでもなお、国民のすべてが同じ形に「型抜き」されたわけではなかった。たしかに見事なまでに「忠良な臣民」が生命を与えられて動き出した。彼らもまた家庭や地域で「自発的」に同じ型枠を使って自前で子弟を「再生産」し始める。しかし人間は鉄や銅、鉛ではないから、どうしてもかなり高い比率で「オシャカ」ができる。そうすると、それに対する「蔑視」が自然発生する。さらには排他的ナショナリズムという「国民的性情」まで、型枠製造当事者の当初の意図から離れて出現する。これはあきらかに「国民」を鑄造する型枠自体から直接生まれたものではなく、複雑な組成メカニズムによる第二次、或いは第三次の産物であろう。これについては稿を改めて論じなければならない。

ここで強調しなければならないのは、「オシャカ」はかならずしも不良品だったわけではないということである。たとえば様々な分野で活躍し始める芸術家や研究者、あるいは独創的な思想家やジャーナリストは「似て非なる」とはいえそれなりに近代化された社会ではかならず生まれ出る。そこから社会的「不協和音」がおのずから発せられる。これらについては本論文の「まとめにかえて」で、若干の考察を加えたい。

1. 明治維新を推進した武士階級出身者と一般民衆の関係

徳川時代に中央政府の機能を担っていた権力機構(公儀)においても、複合国家において領国の包括的統治を担っていた地方権力機構(親藩、譜代、外様によってその権限に差はあったが、各大名が排他的に支配していた地方国家)においても、その政治権力は世襲の武士階級に独占されていた。武士の出自は「武人」すなわち軍人であったが、徳川幕府の成立後はそのほとんどが実質的に文官として官吏の役割を担うようになっていた。外出の際には腰に二本の太刀を帯びることになっていたが(商人や町人、職人たちと区別するための身分証明手段)、多くの武士たちにとってそれを本来の目的で用いる機会は生涯を通じてほとんどなかったと思われる。明治維新後武士身分は解体され、新たに設けられた戸籍に「士族」と記された。とはいえかつての身分的特権は剥奪され、その他の「平民(江戸時代

の農・工・商の職分出身者と被差別民とされていた人々)」と実質的に同じ市民権を与えられるにとどまった。だがそれをもって士族たちから特権身分意識が消えたとは到底いえない。士族たちの存在と意識のギャップは、その後日本人における「国民意識」形成過程で、微妙な、しかし本質的な役割をはたすのである。明治維新以後も身分的特権を維持できたのは、将軍や旧藩主たちと宮中に仕えていた公家たちで(他に、明治維新の元勳となった若干の人々もこれに加えられた)、彼らは「華族」と称してヨーロッパの伝統的制度を真似た「貴族階級」を形成した。華族の戸主には公・侯・伯・子・男に類別された爵位を授けられたが、こちらは古い中国の制度からの借用であった。華族を特権階級と見做すのは、物質的にも身分的にも国家からの手厚い特別待遇が保証されていたからである。一方士族はそれまで与えられていた禄高に応じて公債が支給されることになったが、インフレーションもあって実質の取り分が激減するなかやがて償還期限をむかえ、廃刀令(1876年、太刀を帯びる義務からの解放)とともに、それまで武士が有した一切の社会身分的特権を奪われてしまった。明治維新の一大事業に積極的に参画し力を発揮したのは、その大多数が外様大名支配下にあった下級武士(下士、郷士など)で、これに「草莽の志士」とよばれた、豪商や豪農、あるいは僧侶、神主、医師などといった、武士以外の身分の「知的集団」が加わった。下級武士たちは上級武士(上士)に比べて俸禄は概して極度に低く、生活困窮の度合いにおいては農民や町人よりも低いものたちさえいた。上級武士を含めても武士階級出身の士族は、全人口3,480万人に占める割合はわずか5.7%にすぎなかった。残り94.3%は平民によって占められていた。

では維新の主役たちは一般民衆をどのような存在として見ていたのであろう。初期の維新活動に携わったものたちに大きな思想的影響を与えたとされる水戸学の研究者吉田俊純は、「明治維新は下士と豪農・豪商層の運動によって推進された。近世的な身分制度を打ち破り、民衆的な力を権力がくみ取れるようになったとき、維新は成立したのである」⁽⁵⁾と主張する。明治維新に決定的なインパクトを与えたとされる「尊皇攘夷」思想の提唱者の一人である吉田松陰に関する通説を批判する吉田は、「私はここで松蔭と後期水戸学との関連について論及し、それが奇兵隊諸隊に結実されるに至ったことを論じようと思う」⁽⁶⁾と述べている。これは基本的には遠山茂樹がすでに65年前に示した、大村益次郎の発案になる奇兵隊についての歴史解釈を踏襲するものであろう。遠山は「尊皇攘夷運動から討幕運動への転回は、運動目標の上では、攘夷に代わる倒幕への集中において、運動形態の上では、豪農・豪商層をより広汎に組み入れた下級藩士勢力のヘゲモニーの確立において行われた」⁽⁷⁾とし、「攘夷戦、四国連合艦隊との交戦を通じて、奇兵隊以下の有志諸隊が結成された。これは足軽・郷士級の最下層武士を中心に、農民・町人も含めた非正規軍であっ

(5) 吉田俊純『水戸学の研究：明治維新史の再検討』明石書店、2016年、204頁。

(6) 吉田『水戸学の研究』、128頁。

(7) 遠山茂樹『明治維新』岩波全書、1951年、136頁。

た。そしてこの諸隊こそ、八月十八日の政変以後の受難の時期を反幕急進勢力が乗り切ることでできた、唯一の拠点⁽⁸⁾であるとしている。だが他方で「彼らの武力構成の努力が、年貢軽減をスローガンとする耕作農民へのアピールによって、その動員を企てるに置かれたこと。その結果は下級武士・地主層の指導部と一般農民との結合が意外に弱いことを暴露し、幕府軍の討伐を受けるや、農民の離散ないし反抗によって脆くも消滅した」⁽⁹⁾とし、それは「討幕派が耕作農民の革命的エネルギーを組織し、その階級的利害を代表する資格」⁽¹⁰⁾がないことの証だとしている重要な指摘を、吉田は見落としているといわねばならない。長州藩では上士の家柄の出であった高杉晋作が、自分の身分的差別意識を克服したうえで奇兵隊を指揮したのでないことは自明だが、維新運動に邁進した下級武士たちの民衆観もまた、おそらく遠山の慧眼が見透かしたとおり、優越意識に貫かれていたに違いない。だから彼らは運動の展開を有利にするため農民を引き込もうとするときは、常套手段として年貢を半額にすると約束したが、当初の目的が達成されれば農民たちを捨て置いて羞むところがなかった。

農民たちが、維新運動の実行部隊の一部を担ったいわゆる「草莽の志士」とたちと、究極において同盟できないことを示す事例は数多くあった。尊王攘夷派の浪人集団が引き起こした諸事件(大和天誅組の変や但馬生野の変など)はその典型であろう。これら事件を分析した遠山茂樹は、「志士・村役人層が、尊皇攘夷のために、農民と同盟を結ぶことは、年貢半減の利をもって釣ろうとも不可能なことであった。生野の変が実例を示したように、地主・買い占め商人と耕作農民・小作人との対立は、深刻となっていた。だから志士の側も、農民を信用せず、ただ藩権力がたよれぬときの窮余の策として利用しようとしたのである」⁽¹¹⁾と総括する。もっとあからさまに官軍の反民衆性が露呈された事例もある。いわゆる東山道鎮撫総督(江戸陥落を目指したいくつかの官軍鎮撫のひとつで、薩摩藩軍が主体)が引き起こした「赤報隊事件」である。同じ著者は、「京都軍は、江戸への進撃にあたって、幕府領の年貢半減を令し、『万民塗炭の苦しみを救』わんとの叡慮であるから、年来苛政に苦しんでいるものは、遠慮なく本陣へ訴え出よと東山道鎮撫総督は布告した。その東山道総督軍の先鋒として進軍したのが、相楽総三の赤報隊であった。赤報隊の指導部は、浪人・学者・医師・豪農・豪商さまざまであり、多くは尊皇攘夷運動に加わった草莽の志士たちであった。一般隊士は農民出身者であったと思われる。この草莽隊は、進軍途中、態度のあきらかでない藩に勤王の誓詞、軍資金・人馬を出させ、年貢半減をふれて、農民をひきつけた。ところが信州下諏訪に入ると、総督府の態度は急変し、赤報隊は無頼の徒が官軍の名をかたったもので、金品をうばう悪事をはたらいたという理由で、隊指導部は

(8) 遠山『明治維新』、137頁。

(9) 遠山『明治維新』、140頁。

(10) 同上。

(11) 遠山茂樹『明治維新と現代』岩波新書、1968年、131頁。

逮捕され、総三らは処刑された。政府は、財政難から年貢半減をとりけさねばならなかった。それなのに半減を勝手にふれまわる赤報隊の存在は迷惑であったので、偽官軍の名で抹殺したのであった⁽¹²⁾と事件の真相を明らかにしている。これでわかるとおり、一般民衆は維新運動にとっては基本的に「他者」だったのである。

通商条約締結後に日本の土を踏んだ欧米の人々は、幕末期の日本の庶民に対して、予断と偏見に満ちた眼差しを向け、その印象を世界にふり撒くものが多かった。しかし数少ないが例外もあった。幕末・維新时期の日本の状態をリアルに把握しようとする井上勝生は、ハリスとオールコックという、この時期の代表的な外交官の観察を次のように紹介している。「ハリスは、下田を散歩して、次のようにいう。『容貌に窮乏をあらわしている一人の人間をも』見ていない。『子供たちの顔はみな「満月」のように丸々と肥えているし、男女ともすこぶる肉付きがよい、彼らが十分に食べていないと想像することは些^{いささ}かもできない』と。/江戸時代の幕府を『半未開』とし、そのアジア的専制支配と『呻吟する農民』を記述するのが、欧米人のパターン化した日本民衆像だった。ハリスの観察も、日本を半未開と見ることでは徹底していた。だが時折、このように違う感想が出てくる。/初代イギリス公使オールコックの場合も同じである。オールコックは、下関四国連合艦隊砲撃事件をリードした対日強硬派であり、日本を『半ば未開の東洋の一国民』と見ていたが、だが時に違う観察が紛れ込む。一八六〇(万延元)年、富士山に登頂した帰り道、伊豆の韮山あたりの『小さな居心地の良さそうな村落や家々』を通りかかった時の彼の述懐である。/『封建領主の圧政的な支配や全労働者階級が苦勞し、呻吟させられている抑圧について』、『かねてから多くのことを聞いて』いる。だが、『これらのよく耕作された谷間』で『ひじょうなゆたかさのなかで家庭を営んでいる幸福で満ち足りた暮らし向きの良さそうな住民』を眼にすると、これが『圧政に苦しみ、苛酷な税金をとり立てられて窮乏している土地』だとは『とても信じがたい』と⁽¹³⁾。

当時の日本女性たちや子供たちが、外国人を見ても少しも怖じけることがないばかりか、ハリスに同行した米国人画家が混浴公衆浴場に入り込んでスケッチをはじめても、裸の男女は一向に驚かないことに、この画家は逆に驚嘆している⁽¹⁴⁾。これらの例は約3,300万人の江戸末期の日本庶民のうちの、ごくごくわずかな例に過ぎないけれど、ここに描かれた民族的特質の一般性は疑う余地がないであろう。つまり日本庶民には「攘夷思想」は無縁だったのである。

また、当時天皇は京都にある御所の奥深くに、決して民衆の眼にさらされることのないようにして暮らしており、民衆の前に姿を現すことはけっしてなかった。天皇は政治的実務からは完全に遠ざけられており、天皇の名で直接臣民に御触れが下されることもなかつ

(12) 遠山『明治維新と現代』、156-157頁。

(13) 井上勝生『幕末・維新(シリーズ日本近現代史 1)』岩波新書、2006年、103-104頁。

(14) 井上『幕末・維新』、100-102頁参照。

た。したがって天皇の存在が庶民の意識にのぼることはまずありえない。そうである以上「尊皇思想」が芽生える可能性もなかったと見るべきであろう。

例外はもちろんあった。たとえば伊勢松坂の商家に生まれながら、家業を継がず京に出て医学を修め、さらに独自の文献学的研究方法を切り拓いた本居宣長である。かれは本邦ではじめて『古事記』を解説し、日本神話の全体世界を知ることになった(もともと漢文による『日本書紀』は早くから流布しており、神話のうちの重複するものについては知られていた)。問題は神話世界に描かれた天皇の「祖先たち」が実在したものとして疑わず、特異な「日本＝神州」論を提唱したことであろう。そもそも本居の学問的態度には「史料批判」の手順が欠如していた。当時儒学の主流であった朱子学を批判していた荻生徂徠らの影響によって国学の道に進んだ宣長は、国学の代表的存在だった賀茂真淵との交流を通じてその学問領域をさらに広めていくなかで、儒教思想的偏重を「漢意(からごころ)」として批判するようになり、それを徹底的に排除した日本本来の学問を構築しようとした。この日本型ナショナリズムは日本の儒学的伝統を継承する一つの拠点であった「水戸学派」にも影響を及ぼした。水戸藩では二代藩主光圀の提唱をうけて、日本における武家政権(征夷大將軍制度)確立の正当性を(天皇との二重権力になりはしないかという恐れから、名分成立の可能性を求めつつ)論証するための独自の『大日本史』編纂がなされていたのだが、混迷する幕末期の政情の中で、『大日本史』的史観に本居史観が上書きされ、「国体論」と命名される特異な「尊皇思想」が形成された。しかしこのように難解な「学説」が一般民衆に広まったとはとうてい考えられない。くり返しになるが、当時の日本庶民の大多数には「国体論」も「尊皇思想」もまったく縁のないものの方だったのである。

2. 地租改正、徴兵制、軍人勅諭

戊辰戦争を勝利で終結させることによって、三谷博が「双頭・連邦国家」と特徴付けた旧政体の解体と新たな政体(驚いたことに、この時はまだその青写真ができていなかった)の確立をめざす明治政府は、それなりの安定を確保できた。だが政治権力と一般民衆の間に、それまでには考えられなかった性格の、まったく新たな問題が生じていた。大型の融資を引き受けることのできる大手の両替商や豪商からの借入金と、藩札の乱発でなんとか息をついていた幕末期のほとんどの藩は財政立て直しが絶望的な状況で、いずれも返済のめどが立っていなかった。事情は徳川幕府もおなじで、軍事力、とりわけ近代的な海軍の創設のためにフランスから受けた融資は膨大な額に達していた。薩長土を主体とする「官軍」側も同じ状況にあったことは、さきに触れた「赤報隊事件」の背景を見ればおのずからあきらかであろう。藩籍奉還から廃藩置県に至った紆余曲折については詳述を割愛せざるをえないが、各藩の大名たち、なかでも数の上では四分の三を占めた10万石以下の小藩主たちが、二百年以上も続いた自藩の存続をこぞって見限ったのは、もはや藩を存立させる

見通しがどうにも立たなくなっていたからである。そのうえ彼らには「華族」という特権的身分が約束されたのだから、もはや歴史の流れに逆らうという選択肢は残されていなかったといえるだろう。

戊辰戦争以後、不平武士たちが蜂起した明治7(1874)年の佐賀の乱や、征韓論問題での敗北を機に政界から身を引いていた西郷隆盛を首領にすえて薩摩藩出身の不平武士が起こした明治10(1877)年の西南戦争を例外として、ほぼ旧武士階級全体は比較的従順に「士族」という無特権の族称を受け入れた。この一見常識では理解できない武士の行動様式に関して日本の軍隊とその歴史について深い洞察に富む研究をしている加藤陽子は、尾藤正英が『明治維新と武士』という著書の中で、「武士の役＝職分意識(その身分に固有の役を大切に、その遂行に全力をあげることに、公論が訴えることのある場合には、武士というものは自らの利害をこえて動くものであるという説明によって、[……]明治維新の特色ある過程を説明した」⁽¹⁵⁾と紹介した上で、これを卓見だと評価している。「士族」となっても武士階級が長年にわたって身につけたメンタリティーは変わらないということであろう。この「武士的メンタリティー」が、その後の明治政府の様々な制度改革に色濃く反映されていったとする尾藤の見解に、加藤も同意しているものと理解しよう。ただし高度の専門性が求められる問題なので、筆者は残念ながら判断を留保せざるをえない⁽¹⁶⁾。しかしこのように留保しつつもやはり異論を挟まずにはおれない問題意識がどうしても頭をもたげる。はたして武士身分の階級意識だけをとりあげて論ずるのは、明治維新史全体の視点からすれば、木を見て森を見ない轍を踏むことになりはしないだろうか。明治維新のような大変化のなかでは、日本に住むあらゆる人々の「身分意識」が構造的変化にさらされたのであり、武士身分おけるそれは、その一部分にすぎないと見るべきであるという感がしてならないのである⁽¹⁷⁾。

(15) 加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文館、1996年、18頁。

(16) この問題について三谷博は、「武士の社会的自殺」ととらえ、「多くの歴史家たちがこの武士の身分的自殺という謎を無視してきた。私の知る限り、これを論じた人は二人のみである。一人は小説家司馬遼太郎。彼は、維新の核心を武士たちの自己犠牲に見た。日本という国家・国民を生きながらえさせるため、徳川家を筆頭に、犠牲を甘受したというのである。しかし、司馬は彼らがなぜそうしたのか、説明していない。中国や朝鮮のエリートは、同様の国際環境にあっても、自らの理想を堅持し、それと不可分であった社会的特権にも疑いを抱かなかつた」として、問題が未解明であることを強調する。もう一人の論者トマス・スミスが「日本における貴族の革命」において指摘している三つの前提条件についても、「これらの条件は、なぜ武士たちが特権剥奪を甘受したのかを説明するには十分ではない」と批判の矛先を納めず、「無意識のうちにとどった『間接的アプローチ』の経路」という問題解決法を提唱している。三谷博『明治維新を考える』岩波書店、2012年、5-7頁。

(17) たとえばある江戸(東京)研究者は、廃藩置県布告の二日前、東京府の提出したある建白書をして、幕府が立ち去ったのちの土地管理方法について「身分制を全面廃止しない限り事態を打開するのは無理だと、東京府が自覚するにいたったことを示す証拠だと指摘し、「廃藩置県を決断するに至った新政府は、賤民廃止、盲人集団等の種々の周縁的身分の廃止、そして武家地・町人地の区別の廃止と、身分制度の廃止をすすめる諸政策を矢継ぎ早に打ち出してゆく。こうした身分的統治の廃止は、兵と農の分離、兵と商工の分離によって築かれた、城下町江戸の原理の終焉も意味していたのである」と書いている。この指摘は筆者の「感」を傍証してくれるように思われる。横山百合子『江戸東京の明治維新』岩波新書、2018年、71-72頁。

この章の冒頭で「まったく新たな問題」といったのは、士族に限らず平民からもリクルートするという、軍事的能力主義による国軍創設に新政府が舵を切ったということである。武士は剣術・槍術・弓術のプロフェッショナルな技能向上のために、膨大な時間を費やさねばならなかった。だが、剣や槍、弓矢等のいわゆる「冷たい武器」は戦国時代でも、徳川氏によって全国統一がなされる16世紀末から17世紀初めにかけての時期にはすでに、火縄銃や大砲等の「火器」に主力武器の座を奪われかけていたのである。しかしその後、泰平の世が三世紀近くも続いたため、日本においては火器類の技術革新はなされなかった一方、「武士の魂」とされた名刀の持つシンボリックな価値を求める需要は低下しなかったため、刀剣の生産は衰えなかった。ところが突如として泰平が破られ、鳥羽伏見の戦いや戊辰戦争が勃発すると、実際の戦果に寄与したのは「名刀」ではなく、イギリスやフランスの武器商会を通じて購入した、装填時間、射程距離・命中精度において従来の大砲をはるかに凌駕する性能をそなえた後装式のアームストロング砲であり、戊辰戦争勃発時には主力銃であった前装式ライフル銃を実際の戦闘で圧倒しだした元込め式ライフル銃であった。佐賀藩では最新式の大砲に必要な良質な鉄を生産するための「反射炉」と呼ばれる新式溶鉱炉が、幕府や他藩に先んじて作られ高性能の大砲生産を開始し、この種の大砲所有数で優位に立った官軍は、以後有利に戦いを進めることができたと言われる。大砲や小銃に熟練するには、適正な訓練さえうければ短期間でも可能なことは、戊辰戦争や西南戦争での実戦経験が証明していた。絶対的財政難下で近代的国軍創設という課題を遂行するためには、確実な税徴収制度と、国民皆兵を原則とした徴兵制度を確立する以外に道はなかった。

このような予期せぬ状況を、明治政府のもとで「平民」の族称を授かった昨日までの日本の民衆たち(もちろん若い男子に限られたが)は、はたして抵抗なく受け入れたであろうか。日本では、この問題についてはもっぱら徴兵の「免役条項」に研究の関心が集中してきたといわれる。加藤陽子はその理由にふれて、「ある時期の研究者が免役条項の研究に集中したのは、政府が貢税負担者としての『解放されない』農民を土地に縛りつけておく必要があったために、免役条項を多くせざるをえなかったのだと論証したかったからであろう」とし、「これを論証すれば『解放されない』農民の存在が証明でき、明治維新の絶対主義革命としての性格が再認識され、日本軍に特異とされる軍紀の厳格さを証明できる、との見通しがあったからだ」と⁽¹⁸⁾としている。だが加藤はそれらの諸説を様々な角度から検証し、この「見通し」が的はずれだったとして、これらを退ける。興味深い論点ではあるが、これも高度の専門性が求められる問題なので、これについても深追いをさせて考察の筋道を元に戻そう。

戊辰戦争は物理的だけでなく心理的にも悲惨な傷跡をのこし、とりわけ奥州列藩同盟に加わった東北地方の人々に長らく深い怨念を残す結果となった。幕府から京都守護職に任

(18) 加藤『徴兵制と近代日本』、7頁。

ぜられた松平容保を藩主として戴く親藩・御家門の会津藩は、天皇を尊崇する心の真摯さでは他藩にひけをとらないと自負していた。それにもかかわらず、政府軍によって「賊軍」の汚名をきせられ、防衛戦に加わった少年兵を含む藩兵たちが官軍の圧倒的な砲撃と銃撃にさらされ屍となって累々と横たわり(官軍は遺体の埋葬処理を禁じたときれるが、それを否定する事例をあげるものもある)、非武装の領民や女性たちまでもが残虐行為の犠牲になったといわれる⁽¹⁹⁾。その恨みが代々受け継がれてきたため、今日でも山口県や鹿児島県の人が福島県の人と結婚することになった場合など、陰に陽に様々な抵抗を受ける覚悟しなければならないという。

当初徴兵制ではなく志願兵制を採用してはどうかという案も出たが、「これに応ずるのは薩長土などの『旧諸強藩』の藩兵であって、敗戦した東北諸藩の藩兵はこれを忌避して対立が生まれる」⁽²⁰⁾という反論が出たという。当時の全国的な国民心理を考慮すれば、徴兵制は唯一残された選択肢であったと思われる。徴兵制を強く主張したのは長州藩で実際に洋式兵制を整備にあたった経験を持つ大村益二郎であった。身分制の枠をこえた兵卒徴募が可能なのは、長州征伐軍を迎え撃つなか試行錯誤を経て、大村やその後任の山形有朋には周知のことだったのである。

明治6(1873)年1月「徴兵令」が公布された。同年7月「地租改正条例」が布告される。地租改正とは、農地の実際の所有者(本百姓と地主、小作人や水飲み百姓は対象外)に地券を発行して担税者を特定し、地価を規準に一定率の税率をかけて確実な税収を得るための制度である。地券の売買が可能になったこと、土地に植えるべき作物を領主によって決められることなく、換金性の高い農産物の作付けを選択でき、また収穫が増えれば定額の税金を差し引いた実質収入の増加が認められたことなど、日本の農業に資本主義的原理が導入される道を拓くことになった。人口の八割以上は農民であったから、明治維新後の日本の存立は経済的基盤も、軍事的基盤もひとえに平民の最大多数を占めた農民が支えることになったのである。

しかし、これはかなり危ういシステムでもあった。封建制度下の農民を解放できるのはブルジョア革命でしかないという歴史観に従えば、明治維新は農民の階級的欲求を満たすためになされたものではなく、絶対主義的性格を色濃く帯びた変革であったから(先に述べたように、維新を主導した武士階級や「草莽の志士」たちと農民の間にはしばしば階級対

(19) 三谷博は明治維新に関わる「政治的死者」の総数を「約三万人内外」と見積もる。三谷博『明治維新を考える』、74頁。鳥羽伏見の戦いでは徳川慶喜が決戦以前に大阪から逃げ帰ったため、戦闘による死者の数は少なくおさまったはずである。また江戸城が無血開城となったため、江戸での戦死者は短時間で終わった上野戦争での犠牲者でしかない。そうすれば3万人の大多数は東北地方や函館での戦闘の死者数ということになるであろう。三谷は5年後、『維新史再考、公儀・王制から集権・脱身分化へ』NHKブックス、2017年、326頁で、奈倉哲三の「招魂：戊辰戦争から靖国を考える」『現代思想』33巻9号、107-121頁の推計にもとづいて、戊辰戦争での死者を「1万3千余人」と見積もる。合理的に考えればのこりの2万人近くが主に西南戦争の犠牲者だったと推定できる。

(20) 加藤『徴兵制と近代日本』、45頁。

立的場面が頻発していた)、そもそも問題解決能力をそなえていなかったことになる。したがって幕末から明治初期にかけてひんぱんに起きていた百姓一揆が常態化すれば、新政府はたちまち存亡の危機をむかえることになっていたであろう。実際、地価の3%という地租は江戸時代の年貢と比較しても高額だったといわれ、たちまち大規模な地租改正反対の一揆が起こった。明治政府は四年後の明治10(1877)年、税率を2.5%に下げる妥協を強いられた。最初の本格的反政府運動であった自由民権運動が一時激しい高揚をみせた背景には、この高額な地租に対する全国的反発があったともいわれる。自由民権運動は、明治維新を推進してきた中心勢力が征韓論をめぐって内部分裂したことにより、政権中枢から排除された板垣退助らが民選議院設立を要求して起こした国民運動で、70年代には士族や知識人から地方の豪農層までも加わるほどの全国的な規模にまで発展した。運動の中心的指導者の一人であった植木枝盛が明治14(1881)年「日本国憲法草案」を起草すると、これを撃破する目的で同年10月、天皇(実際の起草者は天皇本人ではなく、井上毅)は国会開設の勅諭を発する。さらにこの翌年初めには軍人精神を鼓舞するための「軍人勅諭」が発表される。明治23(1890)年に国会を開設するとの勅諭、それを法的に裏付ける欽定憲法発布の予告、そして軍人勅諭は、明治維新をめぐるこの時期に特有の政治的文脈のもとで出現したのであった。

さて新政府は国民皆兵を義務づける理由として、「四民」が、すなわち旧体制のもとで士・農・工・商の身分(近年の近世史研究では、「士」以外の「三民」は職分を指す呼称とされる)に差別・区分されて支配されていた人々が(明治政府はそのようにみなしていた)、その身分的・階級的制約から解放されて自由が得られたことを挙げる。封建的身分制(武士・公家階級とそれ以外の人々の間に設けられていた社会的差別的序列)から解放されたのはその通りだろうが、「四民(元来これは古代中国で用いられた、すべての階層の人々を指す漠たる概念だった)」が自力で解放を勝ち取ったわけではなかったため、ほとんどの人々には押し付けがましい理屈にしか聞こえなかったことであろう。しかし「徴兵告諭」と「全国募兵の詔」が出されると、有無を言わず「二〇歳の男子を徴兵検査と抽選で選んで三年間、常備軍(現役兵)に編成し、[……]常備軍のあとは第一次後備役(のちの予備兵)、ついで第二後備役(のちの後備兵)に就くとする」⁽²¹⁾とされてしまった。その結果「徴兵令施行後、戦争に正規軍として現役兵四万六〇〇〇人の動員が可能になった」⁽²²⁾のである。

さてこの新しい軍隊に「期待される軍人にそなわるべき資質」はどのようなものであるべきだと考えられたのであろうか。こういった問題意識が生まれた背景には陸軍卿・山県有朋の発案があったとされている。この事実をとりあげた梅田正己によれば、「この『軍人勅諭』は、山県の意を受けてやはり『軍人勅諭』は三年前の『軍人訓戒』を抜本的改定したもの

(21) 井上『幕末・維新』、197頁。

(22) 同上。

で発案者が同一人物だという意味：筆者注]西周が起草し、それを井上毅が修正して作られました。井上は、問題の『十四年の詔勅』を起草した人物であり、のちに伊藤博文による憲法制定でも重要な役割を果たし、続いて教育勅語の作成にもかかわった、近代日本の骨格を作った“主役”の一人です⁽²³⁾と指摘する。軍人勅諭は[以下引用には適宜ルビを振り、旧漢字や旧仮名遣は現今のものに改める：筆者]「我が国の軍隊は^よ天皇の統率し給う所にぞある。昔、神武天皇みずから^{おおも}大友、^{ものべ}物部の兵を率い^{つわもの}中国のまつろはぬ者どもを討ち平らげ給ひ、^{たかみくら}高御座に即かせられて^つ天下しろしめし給ひしより二千五百有余年を経ぬ^{あめのした}」⁽²⁴⁾という文言で始まる。これはまさに日本神話に出てくる「神武天皇(古事記では137歳で崩御、日本書紀では127歳で崩御)」を実在の天皇であったかのごとく想定し、その即位が紀元660年(グレゴリオ暦換算)だったという、まぎれもなく捏造された歴史時間をもって「二千五百有余年」と算定しているのである。そのあとに続く七百年間、政治の大権が武家に篡奪されてしまった中世の時代について否定的に描いてみせる。次に徳川幕府の政治が衰えたため、明治天皇の父である孝明天皇がいたく心を悩ませたが、幼くして帝位を継いだ自分(明治天皇睦仁)のもとで、徳川将軍による大政奉還、諸大名による版籍奉還を経て国家の統一がなり、古代の制度を取り戻すことになった。それは文武の忠臣たちの助力と補佐があったおかげであったと述べる。今後は自分が大所に立って軍隊を統率する大権を握り、中世以降の過ちを繰り返さないとの決意を表明し、「朕は^{なんじら}汝等軍人の大元帥なるぞ。されば、汝等を^{ここう}股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてその親しみは特に深かるべき」⁽²⁵⁾と宣言するのである。

このような日本の歴史の総括は、天皇権力と武家権力の間で日本独特の微妙なバランスが何百年にもわたって保持され、「戦国時代」でさえそのバランスは無に帰することがなかったことでもわかるように、それこそが他の国々に類を見ない国全体の安定的存続を保障し続けた原因であったという事実を、不等に貶めた解釈であるというべきである。現に天皇が政治的実権を朝廷に取りかえそうと試みた後醍醐天皇の時代は、かえって未曾有の混乱を招いたというのが、歴史の実際に即した公平な評価であろう。兵隊検査を受けた大多数の若い日本人男子は、日本の歴史についてまともな教育を受けていたはずはなく基礎知識がまるでなかったろうから、このような特異な歴史観を丸暗記させられる中で、批判的に顧みる機会のないまま(仮にもそんな^{そぶ}素振りを見せれば、まちがいはなく^{ひど}酷い仕打ちを受けたらう)柔らかい脳に、この神国史観は乾いた土に水が浸透するように吸い込まれたにちがいない。

軍人勅諭にはこのあと、日本国民(この場合は徴兵された若い男子たち)の思考様式の枠

(23) 梅田正己『日本ナショナリズムの歴史 II：「神権天皇制」の確立と帝国主義への道』高文研、2017年、113頁。

(24) 梅田『日本ナショナリズムの歴史 II』、114頁。

(25) 梅田『日本ナショナリズムの歴史 II』、115頁。

組みを決定することになる、重要な五項目が続く。第一項目は「忠節」で、「^{ひとつ}一、軍人は忠節^{つぐす}を本分とすべし。およそ生を我が国に稟くるもの誰かは国に^{むく}報ゆる心なかるべき。況して軍人たらん者は[……]」という文言で始まる。しかし問題はその後続く人命の尊さを否定した非人道的文言である。「義は山岳よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。その操^{みさお}を破りて不覚を取り、汚名を受くるなかれ」というのである。戦況が悪化し、戦死者や負傷者が増えれば補充のため、予備役のものたちには召集令状が、保管してあった警察署から市・区役所や町・村役場を通じて本人に直接届けられ、それには絶対に服従しなければならなかった。

第二項目は「礼儀」で、とりわけ「下級の者は上官のを承ること実は直ちに朕が命を承る義なりと心得よ」で結ばれる。この項目を「論拠」にして、軍隊内では上級兵による新兵いじめが日常的に起こり、理不尽な暴行事件や陰湿ないじめが絶え間なかった。犠牲者となった兵はやがて下級の兵たちに「しかえし」を繰り返していくようになる。このあと、「武勇^{とうと}を尚ぶべし」、「信義を重んずべし」、「質素を旨とすべし」の三項目が続く。

こういった「軍規」が他の近代国家の諸軍隊の基準から大きく逸脱するものであったことは明白であろう。だが、日本の近代化とはまさにこういった「前近代性」を内包しながらすすめられる宿命にあったのである。いや「内包」というのはむしろ不正確で、前近代的素地の上にさらに前近代的諸要素を盛り上げ、その上で擬似的近代化が進められたというのが実際の姿であり、擬似的にせよ、それが日本独自の近代化には違いなかった。

3. 欽定大日本帝国憲法が内包する矛盾、起因となった非合理性の源泉

しかしそれだからといって、明治憲法に代表される立憲主義確立過程の全体を「前近代性」とか「半近代性」と規定するのは拙速であろう。それは旧体制を代表した幕藩体制に萌芽的に見られた立憲主義への志向性をもって、すでに「近代性」が始まっていたと見做すことができないのと同様である。ただ、この時代的大転換をはさむ二つの体制間の連続性と非連続性を分析することによって、日本の近代化過程がたどった、なかならず「量的変化」が「質的变化」に転化した際の、特殊な性格を正確に把握することが重要なのである。

日本的近代化の特質を、50年をこえる日本政治外交史研究での各論的テーマの追求を離れ、「総論的なレベルで」での見解をまとめた三谷太一郎は、この問題について次のように指摘している。「幕府的存在を排除するために最も有効なものとして考えられたのが、議会制とともに憲法上の制度として導入された他ならぬ権力分立制でした。権力分立制こそが天皇主権、特にその実質をなす天皇大権のメダルの裏側であったのです。つまり、明治憲法が想定した権力分立制というのは、幕府的存在の出現を防止することを目的とし、そのための制度的装置として王政復古の理念に適合すると考えられたのです。権力分立制の下では、いかなる国家機関も単独では天皇を代行しえません。要するにかつての幕府のよ

うな覇府たり得ない。このことが、明治憲法における権力分立制の政治的意味であったのです」⁽²⁶⁾と。

その上で三谷は明治憲法がそもそも根本的欠陥をはらんでいたことを指摘し、「明治憲法は表見的な集権主義的構成にもかかわらず、その特質はむしろ分権主義的でした。実はその意味するところは深刻でした。つまり、明治憲法が最終的に権力を統合する制度的な主体を欠いていたということの意味するからです」⁽²⁷⁾と、その内的矛盾を明るみに出している。これは後に見るように、憲法の立案者であった伊藤博文がもっとも拘泥していた問題、すなわち天皇権力の絶対主義的性格の外見を装いつつ、同時に「天皇の無答責任」を条文に巧みに盛り込まねばならないという二律背反的な要素を、設計図自体が抱え込んでしまっていたことを意味しているのである。三谷はこの点についてさらに分析を深め、天皇が「常時、権力を統合する政治的な役割を担う存在」ではないこと、内閣総理大臣もその地位は極めて脆弱で、「閣内においては軍部大臣はもちろん、制度上は独立して天皇に直結している個々の閣僚に対する統率力も弱く、したがって内閣全体の連帯責任は、制度的には保障されてはい」なかったとして、これが「明治憲法体制下の日本の政治の大きな特徴であった」⁽²⁸⁾と、その本質的性格付けを行っている。明治憲法の実質的起草者であった伊藤博文はのちに、『大日本帝國憲法義解』（通例『憲法義解』と略称される）を著している。憲法の法体系的外貌はヨーロッパ諸国、とりわけプロイセンのものを下敷きにしていたことは知られているが、『憲法義解』からわかるのは伊藤が、『古事記』や『日本書紀』に記されているような、「天皇権力」が古代から引き継いできた「すがたかたち」を現代のそれとして再現しようとしていたことである。『憲法義解』の校注者は「第3條 天皇は神聖にして侵すべからず」に施した伊藤の「義解」を分析するために、『万葉集』に収録されている一首「皇は神にしませば天雲の雷の上に廬するかも」^{あまぐも いかづち いほり}までも引用して、伊藤の発想の原点を追求している⁽²⁹⁾。第4条は三谷太一郎の指摘する「構造的脆弱さ」が最もよく露呈している条文で、伊藤自身がこの条項の「義解」に記した「付記」にも伊藤の「迷い」がよく滲み出ている⁽³⁰⁾。

明治憲法が内包していたこの「構造的脆弱さ」が、かえってその後、「統帥権の干犯」を錦の御旗にたてた軍部が、国家の中であたかも独立した機構であるかのごとく振る舞う横暴をゆるしてしまう原因となったのであろう。統帥権の干犯問題は、時代をずっと下った昭和5(1930)年、浜口雄幸内閣が海軍軍令部の反対をおしきってロンドン海軍軍縮条約を締

(26) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか：問題史的考察』岩波新書、2017年、68頁。

(27) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか』、71頁。

(28) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか』、71-72頁。

(29) 伊藤博文著、宮沢俊義校注『憲法義解』岩波書店、1940年、26頁。

(30) 「而して西曆第十八世紀の末に行はれたる三権分立して君主は特に行政権を執るの説の如きは、又國家の正當なる解義を謬る者なり、と。この説は我が憲法の主義と相發揮するに足る者あるを以て、茲に之を付記して以て参考に當つ」としており、天皇が最高の行政権者であるという性格をいかにして曖昧にするかに腐心していたことが解る(伊藤『憲法義解』、27頁)。

結したことをめぐって、議会内では野党の政友会が、また議会外でも右翼諸団体や在郷軍人会が、議会が海軍司令部の承認を得ないまま兵力量を決定することは憲法に反するとする強引な主張を展開したことを指す。これは大日本帝国憲法の第11条に「天皇は陸海軍を統帥する」とあるのを我田引水的に解釈したものであった。東京帝国大学教授美濃部達吉は貴族院議員も務めていたが、憲法解釈について内閣の判断が正しいとした。この五年後には、美濃部自らが唱え、当時は学界の定説となっていた「天皇機関説」が議会で一議員から突如糾弾され、のちには文部省や軍部までもが反対の大キャンペーンを展開する事態となり、美濃部はついに議員辞職に追い込まれるという命運をたどることになる。まさに明治憲法に内在した天皇の主権をめぐる「あいまいさ」（構造的脆弱性）がもたらした結果であったといえよう。

この憲法は天皇について、第1条から第17条までにおいてその地位や権限を細かく規定している。第1条には「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、第3条には「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と書かれていて、国家や国民に対して極めて「超越的」な存在であることが強調されているが、第4条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」、第5条「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」とあるとおり、天皇がかならずしも憲法の埒外にあるのではなく、また議会の意向を無視して絶対的にその権限を行使できるのでもないことが謳われている。ここでこの憲法立案過程を振り返ってみよう。

明治中央政府は「太政官」とよばれる統治機構を設けて発足した。これは立法、行政および司法の機能を兼ね備えた最高国家機関で、古代日本の律令制度のそれを踏襲したものであった。しかし発足後間もなく「神祇官」という上部組織を復活させ「祭政一致」を謳う、より復古的な二官六省制に改組された。以後何度も組織改編を重ねたが、それは政体のあり方をめぐって政府内部でながら方針が定まらなかったからであろう。しかし明治18(1885)年に出された太政官通達69号により太政官は廃止となり、あらたに内閣制度が発足した。内閣制度は内閣総理大臣と各省大臣からなるもので、明治14(1881)年に明治天皇によって「国会開設の詔」が発せられたのを受け、伊藤博文ら政権中枢の人物たちが立憲主義体制のあらたな政府機構を作る準備機関として作り出したものであった。太政大臣と内閣総理大臣の違いは、前者には公家身分を引き継ぐ公卿が就く慣例であったのに対し、後者は身分的制約を受けない点にあった。初代内閣総理大臣となった伊藤博文は、長州藩の下級武士(農民であった彼の父が、最下層の武士であった足軽の伊藤家の養子となったため、息子の博文も足軽となった)の出身であったのである。

国会開設がいよいよ政治日程に上ると、世間では様々な憲法草案が現われだした。明治政府は民間において自由に憲法草案を作成することを禁じる一方、国会開設に先立って、天皇の名によって国民に憲法を与える、つまり欽定憲法を發布する方針をたて、伊藤が率

先してこの任にあたった。明治天皇によって憲法調査を命じられた伊藤は随員九名をとともなって渡欧し、ベルリン大学やウィーン大学で公法学者や憲法学者から直接講義と助言を受けたが、憲法のなりたちにはそれぞれの国に特有の歴史や行政の具体的事情があり、その深い理解が不可欠であることを知ったという。

のちに枢密院(明治憲法草案審議のため設置された天皇の最高諮問機関で、内閣からは独立していた)で憲法案の審議を開始したさい伊藤は、「憲法制定の大前提は『我国の基軸』を確定することにあることを指摘し、『ヨーロッパには宗教なる者ありてこれが機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此に帰一』している事実に注意を促し」とし、「ヨーロッパにおいてキリスト教が果たしている『国家の機軸』としての機能を日本に於いて果たしうるものは何か。これが憲法起草者としての伊藤の最大の問題だった」⁽³¹⁾と三谷太一郎は指摘している。

当時の日本の諸宗教・宗派には、人々を倫理的レベルでお互いを結びつけている「ヨーロッパ諸国のキリスト教」に匹敵するようなものは存在しない、というのが伊藤のたどりついた結論だった。彼にとって「キリスト教」の代替物はただ一つしかなかった。「日本にしかない」そして「誰もが異論を唱えることのできない」もの、それが「万世一系の天皇」だったのである。明治維新を推進した主力であった「草莽の志士」たちの多くは、第2章で紹介したとおり、一般民衆とは違って尊皇攘夷思想をいだいていた。自由民権運動に邁進した人々も、もとはといえばかつての「志士」であったから、心情的には相通じるところがあっても不思議はない。だから、いわゆる「開明派の憲法草案においても『神武帝ノ正統タル今上皇帝陛下ノ皇裔』あるいは『皇統一系万世無窮天地ト悠久ナルハ我ガ日本建国ノ大本』というように政府の鼓吹する天皇像と重なって」⁽³²⁾たという。「国体論」研究者の一人は、「幕末の切迫した対外危機に直面したとき、多くの知識人は日本のアイデンティティを皇統の連続性にもとめ、日本は万国に優越していると強弁して、ペリー来航による失われた自尊心を取り戻そうとした」⁽³³⁾と、その思想的源泉を日本ナショナリズムの発生によって説明している。

この「思想」が非理知主義の系列に属することは疑いない。今日生きている人たちにはかかわらず父と母がおり、その父や母にも、やはりたしかに父と母がいるのである。もちろん子供が出来ないか生涯独身をつらぬいた人は、その代で個体としての系統の連続性は断たれる。だが、現に生きている人なら、天皇家の人々だけでなく、理論上は誰もがはるかずっと昔の祖先まで、系統が途切れることなく続いてきたことはまちがいない(だからこそ今の自分がある)のである。天皇主義者たちは「男系」による系統が途絶えず続いてきたこ

(31) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか』、214頁。

(32) 梅田正己『日本ナショナリズムの歴史 III：「神話史観」の全面展開と軍国主義』高文研、2017年、299頁。

(33) 米原謙『国体論はなぜ生まれたか：明治国家の知の地形図』ミネルヴァ書房、2015年、92頁。

とをもって、驚嘆すべき「希有なる」現象であるかのように思いこんでいる。しかし統計学的な確率でいえば、「男系で繋がった系統」は、かならずしも直系である必要はないという「緩い」条件なら(直系男子による皇位継承の原則は明治憲法の皇室典範ではじめて確立)、無数といってよいほど見つかるはずである。天皇家は、昔から代々側室が認められてきた上(近いところでは明治天皇も大正天皇も、その生母は皇后ではなかった。側室を置かなくなったのは大正天皇以後である)、適当な後継者が見当たらない場合は必ずしも直系にはこだわることなく「有資格者」を見つけ出すのが通例であった。たとえば用明天皇(生年不詳、587年没)の子であった厩戸皇子(聖徳太子)の場合、若年であったため皇位継承がなされず、叔父の崇峻天皇(在位587-592年)が継いだものの即位四年にして蘇我馬子に暗殺されてしまう。そこで厩戸皇子の叔母にあたる推古天皇(在位593-628年)が日本の歴史上最初の女帝の座に就いた。ところが彼女は当時としてはかなりの長寿で、その存命中に厩戸皇子(574-622年)は47歳で先に亡くなった。そのあと推古天皇の孫にあたる舒明天皇(在位629-641年)が即位したため、厩戸皇子の皇統はとだえてしまったのである。この例に見られるように、皇位継承有資格者が若年でほかに適当な候補者がいない場合は、ワンポイント・リリースとして女帝が認められた(生涯に二度の踐祚、つまり重祚を経験した孝謙天皇[二度目は称徳天皇]のような例さえある)のである。しかし条件をこのようにゆるめても天皇家とは違って、家系図や公文書などの物的証拠をもって125代もの系統性(もともと天皇家の場合も、考古学的史料によって実在が確かめられるのは第21代の雄略天皇以降である)を証明できる例は見つからないにちがいない。とはいえ、あくまでも統計学的確率による理論上では、存在しうる可能性もまた否定はできないであろう。

天皇主義者のなかには、初代の「神武天皇」のDNA(おそらく皇胤のことを現代風に言い換えたのだろう)が今上天皇(第125代)まで受け継がれていることを、このうえなく尊いことであるかのように主張するものがある。しかしこれも単純な計算でわかることだが、歴代天皇に平均して二人の男子が生まれてきたとすれば、そのDNAは二の125乗分の一にまで拡散され、見方を変えれば二の125乗倍に希釈化されて受け継がれていることになるのである。ざっと計算しても、第27代目でその数は現在の日本の人口をこえ、36代目で現在地球上に住む総人口に匹敵する数に到達する。したがって「平均して二人の男子が生まれてきたとすれば」とした、仮定そのものに問題があることは明らかである。そこで、この仮定条件を少し手直ししてみよう。

まず実際には生まれた子が一人だけの場合もあったら。厩戸皇子(聖徳太子)のように、直系男子の系が途切れてしまうこともある(その場合は皇統の筋からは消えてゆく)。また上代や中世の時代は医療水準がきわめて低く、天皇家であっても幼児死亡率がかなり高かった。とうぜん皇胤の拡散と希釈化はスローダウンする。また皇胤を受け継ぎながら、天皇を輩出する系統から離れてしまった数多くの血族の中には、女性しか授からなか

った人々や、子宝そのものに恵まれなかった例もあった違いはない。高貴なお方たちの世界では、皇后になるような方々はごく限られた家柄の出であつたろうから(たとえば歴代の皇后を輩出した藤原家のように)、皇胤の拡散もかなり限られた範囲でしかなされなかつたであろう。

一方逆のケースも考えられる。貴族支配に代わって武家の進出がはじまる時代になると、平家も源氏もそれぞれ先祖は天皇の系統に繋がっていることを(真偽の程はさておき)主張し始める。このことが証明するように、皇胤の際限ない拡散は現実におこっていたとみられる。源氏は清和をはじめ、21人の異なる天皇を祖先に戴く家系(源氏21流)であると称した。一方の平家は、桓武、仁明、文徳、光孝の天皇の血筋をひく四流からなる家柄であると公言していた。だがいずれにしても、このように仮定条件に幾重にも修正をかきねたところで、皇胤の拡散と希釈化の実際は、天文学的とはいえなくても、とてつもない数になることは疑いえないのである。つまり、天皇主義者たちの主張は「万世一系」という虚像を、実像に変えろと要求しているに等しいのである。

伊藤博文は若い頃、吉田松陰の松下村塾に出入りしていたから、水戸学が唱えた「国体論」に共鳴した師の影響を受け、「万世一系」という共同幻想的概念も抵抗なく受容できたであろう。したがって憲法の第1条を「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と書き起こしたのは、伊藤にとってはしごく当然の行為であつた。問題は第3条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」である。伊藤が参照したとされるプロイセン王国憲法では、「第四三条によって『国王の地位(Die Person des Königs)は侵すことができない(unverletzlich)』と規定されています。これがおそらく大日本帝国憲法第三条『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』の原形でしょう。この第三条ではプロイセン王国憲法第四三条にいう“unverletzlich”を『神聖ニシテ侵スヘカラス』と訳し、これをもって天皇の身位を規定したと思われまゝ」⁽³⁴⁾と、三谷太一郎は推定している。

そして「神聖にして」が伊藤の創作であつたことを、次のように明らかにしている。「しかしプロイセン王国憲法において、“unverletzlich”が用いられているのは、国王(皇帝)の身位についてだけではありません。『信書の秘密』(第三三条)や『所有権』(第九条)さらに『住居』(第六条)についても同様です。つまりこれら国民の権利もまた国王(皇帝)と同様に、“unverletzlich”と規定されているのです。/これに対して大日本帝国憲法では、『信書の秘密』を保障した第二六条は『日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ』となっています。また『所有権』に関する第二七条は『日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サル、コトナシ 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル』となっています。さらに『住居』については第二五条で『日本臣民ハ法律ノ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ

(34) 三谷太一郎『日本の近代とは何であつたか』、222頁。

(35) 同上。

住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ』と規定されています」⁽³⁵⁾、と。

「神聖ニシテ侵スヘカラス」という条文を成り立たせている「神聖」と「侵スヘカラス」を結ぶ「ニシテ」は、法理論的にはどのように解釈されるべきなのであろう。なぜ侵してはならないのかという理由を述べたものなのか、あるいは神聖であり、なおかつ侵してはならない対象であるという、並列的關係を述べたものなのか、という点が現代日本語の感覚からすれば意味が判然としない。これに関しても伊藤博文自身は『憲法義解』の中で解説している。三谷によれば、「天皇の『神聖不可侵性』について、『法律は君主を責答するの力を有せず、独り不敬を以てその身体を干瀆すべからざるのみならず、指斥言議の外に在る者とす』との見解を明らかにしています。いいかえれば、天皇の『神聖不可侵性』は政治上法律上の責任が問われない無答責を意味するのみならず、第一回帝国議会にあたって福沢諭吉さえも指摘したように、天皇の『神聖不可侵性』に触れることは、議会における言論の自由の範囲に含まれず、それをも内面から制約する要因となっていました。その点で『信書の秘密』や『所有権』さらに『住居』のように、法律によって制限される憲法上の相対的条件的な不可侵性とは全く異なるものであったようです。/しかも天皇の『神聖不可侵性』は単に消極的防御的ではなく、より積極的な倫理構造的道德的あるいは半宗教的絶対性を含意していました。それが憲法起草者伊藤博文のいう『国家の機軸』（『枢密院会議議事録』、第一巻、東京大学出版会、一九八四、一五七頁）の究極的意味でした」⁽³⁶⁾と説明されている。つまり、この段落のはじめに設定した二択の疑問自体が完全に的外れであったということになるのである。

この明治憲法の反理知的「論理」構造を受け入れるなら、この憲法の下で行動した昭和天皇は、第二次世界大戦において中国・米・英をはじめ多数の国々を相手にした無謀な戦争の開始、日本軍がアジア各地の人々にふるった残虐非道な行為、日本中が焦土と化して後ようやく受け入れた降伏宣言については、その「戦争責任」を問われることなど、そもそも想定外の問題であったということになってしまう。憲法のどこにも天皇が「現人神」である、つまり生きた神と同等の存在であるとは書かれていないが、第3条こそは事実上それを宣言しているのに等しいというのである。「神」のなさることは、けっして問いただしてはならず、人間はただ従うのみだということであろう。

明治憲法がこのような神がかり的構造を持っており、新しい装いをほどこした国が「神国」とよぶにふさわしい、この上なくありがたい、地上のどこにも類を見ない国であることを「万世一系の天皇」の「赤子」である国民にあまねく感得（「理解」ではない）させるためには、童蒙婦女子を想定した、別の手段が必要だということになったのであろう。「教育勅語」が発布されたのは憲法発布の翌年、第一回総選挙の実施と第一回帝国議会招集の間の期間にあたる、明治23(1890)年、10月30日のことであった。

(36) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか』、224頁。

4. 明治憲法補填装置としての教育勅語

明治憲法の第1条で、大日本帝国を統治するのは天皇であるとしながら、第3条では、伊藤のいう「無答責性」が保障されている絶対的存在だとする。この二つの天皇条項の間の法理論的な自己矛盾は覆い隠しようもない。「そこで憲法ではなく、憲法外で『神聖不可侵性』を体現する天皇の超立憲主義的な性格を積極的に明示したのが『教育勅語』だったので。『教育勅語』は、伊藤が天皇を単なる立憲君主に止めず、半宗教的絶対者の役割を果たすべき『国家の機軸』に据えたことの論理必然的帰結でした」⁽³⁷⁾と、三谷は憲法と教育勅語の相補的關係を解き明している。

教育勅語は「勅語」という名称からも明らかなように、議会で審議を経て採択された法律ではない。そこには発案者の深謀遠慮が隠されていたのだが、これについては後ほど触れることにしたい。

教育勅語の発案は「山県有朋総理大臣からなされたもので、その作成はしかるべき人物に委ねられた。最初に文部省の委嘱により草案作成に着手したのは『西国立志編』（原著はサミュエル・スマイルズの“Self Help”）の訳者として名の通った中村正直であった。中村は幕末にイギリス留学を経験しており、西洋の思想にも造詣が深かった。彼が執筆した草案は「忠孝をもととしながら、西欧思想によって道徳の根源を明らかにする性格をもっていた」⁽³⁸⁾とされる。しかしこれを目にした法制局長官井上毅が中村案に強い反対をとなえて廃案にもちこみ、自ら筆をとる決意をした。対立点はまさに「神」をどうとらえるかにあった。このあと井上は明治天皇の侍講元田永孚とともに、自分たちの共有する「思想的」立脚点に基づく案作りを開始する。教育勅語成立史研究の泰斗海後宗臣は、「中村草案も、元田草案も教育勅語成立の歴史を明らかにするためには、その性格を十分に究めなければならない」とし、上記の中村草案に続いて、「元田草案は儒教思想によるもので、五倫三徳一誠で道徳の内容をまとめようとしている。井上はこれらによらずに、東洋道徳を基としながら、市民生活の倫理もそれに組み合わせ国家興隆の目標にも適合するようにして道徳の内容を組み立ててきている」⁽³⁹⁾と、三者の違いを簡潔にまとめている。

三者はそれぞれ成案にいたるまで、幾度も書き直しをしており、今日では合計46点の草案が残されている。それらをすべてつぶさに検討した海後は、元田と井上の「共同作業」について、「修文の実際を草案によってみると、元田は道徳の条目を勅論文に盛りあげて拵げようとするのであるが、井上はそれを蹴って簡勁文章にしようとしたようである。その点で元田は井上の考えとは隔たっていたのであるが、よく協調してまとめている」⁽⁴⁰⁾とする。内心は「祖訓国教化」の機会をうかがっていた元田が基本姿勢の違いをあえて主張せず

(37) 三谷太一郎『日本の近代とは何であったか』、226頁。

(38) 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚徳社、1965年、337頁。

(39) 同上。

(40) 海後『教育勅語成立史の研究』、344頁。

(ともに熊本出身であったため、逸材の誉れ高い井上に敬意を示し、二回り以上の年長者としてすすんで身を引いたのであろうか)、漢文の素養を生かしての字句の推敲係として徹したため、最終的に井上が主導権を握って成案がようやく日の目を見たというのが本当のところであった⁽⁴¹⁾。

山県宛の書簡で井上は、「今日の立憲政体の主義によると君主は臣民の良心の自由には干渉しないことになっている。それがあつのに今ここに勅諭を発して教育の方向をしめすのについてはこれを政治上の命令と区別して、君主の社会上における著作公告と看なければならぬとしている」⁽⁴²⁾と書いているという。井上の主観的判断では、あえて「政治上の命令」となることを避け、たんなる天皇がお書きになった文書をそのまま公表するという体裁にするために、「勅語」(つまり、あくまでも「法律」ではないという体裁を貫くために)としたのだというわけである。しかしそうだとすれば、井上のこの主観的願望は皮肉にも、むしろもっと決定的にそれを裏切る結果を導くきっかけを作ってしまったのである。そもそも発案者である山県総理の理解では「軍人勅諭」と「教育勅語」は二つで一つのもだという認識だったらしい。海後は山県の回顧談を手がかりに、このあたりの微妙な事情を次のように推定している。「山県の指示で軍人勅諭とならべて教育勅語立案のことが先ず決定されたとは考えられない。山県がこのような考えでいたことが教育についての勅諭を起草することに大きな力となったことは当然であるが、勅語起草を山県総理の提唱で始められたと山県に強く帰着させることはできないと思う。しかし山県も教育によって国民に愛国の念を養成保持することが出来ると考え、公私の法律ができていだけでは国家を一日も存立させることはできない。兵備の必要と共に教育による愛国心養成についても考えていた。従つて教育の根本方向を定めるための勅諭があることを強く支持して、これを在任中に成立させようとして熱意をかたむけたことは明らかである」⁽⁴³⁾と、山県の真意のありかを推測している。

教育勅語発布の方法には、大きな問題が含まれていた。当初は高等師範学校隣幸がある

(41) 井上毅と元田永孚はともに横井小楠が講じていた肥後藩藩校時習館で知的対話を交わす機会があった。井上は若輩ながら英才の誉れ高い居寮生、元田は小楠の九歳年下の同僚格で、それぞれ「沼山対話」、「沼山閑話」と題する記録を残し小楠の思想を詳しく紹介している。井上が「耶穌は一向宗に類して今一層深き者被存候」という意見を述べたのに対し、小楠はひととおり意見を述べた後、最後に「日本の神道なども、尤も害あるものにて、近來水戸・長州の滅亡を取候にて知れ候」と、持論を吐露している。また「今日本の法制を一変仕候わば人心折合兼ね、現在の長州・水戸の如く、必ず内乱を引き起こすべく候。是は何を以て治め候哉」という井上の問に対しても、「神道の害は甚だしきことにて、水戸・長州など神道を奉じ候族君父に向かい弓を引候時に相成候」と、あきらかに「国体論」にかぶれた二藩の思想的・政治的動向を厳しく批判している(横井小楠『国是三論』講談社学術文庫、1986年、175頁、206頁)。元田も時流の思想であった「国体論」について小楠が厳しい姿勢を見せていたことは承知のはずであった。にもかかわらず、維新からかぞえて20年ほど経た後、小楠の意に反して二人は「国体論」の蘇生を謀り、神道的イデオロギー操作に手を汚したということになる。

(42) 海後『教育勅語成立史の研究』、346頁。

(43) 海後『教育勅語成立史の研究』、352頁。

いは小学校令発布の時、それと同時に発表するという二つの方法のどちらで行くかを検討していたが、閣議では前者におちついた。ところがこれは、天皇が望まれていないという理由で宮内庁から拒否される⁽⁴⁴⁾。そのようなわけで勅語の成案が上がってからその発表までの時間にはあまり余裕がなかった。しかし教育勅語が発布されると、翌日直ぐに文部大臣はその扱いを具体的に指示した訓示を公布した。そこには、「勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ / 聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ努ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ / 勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄諄誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ」⁽⁴⁵⁾という、まさに宗教行事のような「奉戴手順」が示されたのである。このような「しくみ」を考え出したのが誰であるかはわからないが、政治化させてはならないとする井上毅の意図とは正反対のベクトルをもった力が、成案成立から発布までのわずかな期間に生まれ、したたかに作用したのは間違いない。

この時作成された謄本は三万枚だった。これより少し前に明治天皇・皇后両陛下の肖像写真、いわゆる「御真影」も全国の小・中学校に下賜され始めていたという⁽⁴⁶⁾。中村正直がイギリス留学で知った基督教の「神」も、儒学に造詣の深い元田永孚の理解する中国的「天」も、目には見えない絶対的超越者であって、あくまでも現に存在する「万世一系の天皇」を意識していた伊藤博文や井上毅の目指すところとは原理的に相容れないものがあつた。「蒙昧な臣民」に肌身でそのありがたさをわからせようとする意図においては、たしかに宗教的理念の「神」や「天」に相通じる一種の「超越性」を目指してはいたのだが、この二人にとって大切なのは、あえて言い換えるなら「臣民が君主に対して抱き続ける持続的・心理的一体感」であって、それを実現させようものとしての「巧みな装置」だったのである。

しかし、そもそも「万世一系の天皇」はどこまでも虚像であって、それを実像として扱うためには宗教的外皮を被せる以外に道はなかった。教育勅語を全国の小・中学校(後には、高等教育部門にもばらまかれる)に送りつけ、その扱いをどんな宗教よりもうやうやしく、かつありがたく扱うよう指示したのは芳川文部大臣その人か、あるいは高位の文部官僚の誰かだろうが、その人物は伊藤や井上の意図をそのように村度して(それが必ずしも意に沿うものではなかったことを知ってか知らずか)、訓示したのであろう。

教育勅語は全文350字と比較的短いのだが、極めて難解な漢語が多く、わかりやすく解説してもらわなければ、一般国民はとうてい理解できなかったであろう。しかしやがて1930年代に入り日本の軍国主義化が日を追って激しくなると、小学四年生にたいして全児童に全文を暗唱させよとの教育指導がなされた。歴代天皇の名を暗唱させられるようにな

(44) 海後『教育勅語成立史の研究』、359頁、362頁参照。

(45) 海後『教育勅語成立史の研究』、366頁。

(46) 梅田『日本ナショナリズムの歴史 II』、135頁参照。

ったのもこの頃からである。暗唱能力という、クラスのなかでお互いに目に見えやすいかたちで能力を競い合わせることによって、臣民としての忠誠心を植え付けさせようとする露骨な手段だったことは明白である。能力の劣るものは劣等な「臣民」であることを日毎自覚させられなければならなかった。

その内容を現代文にかえて要約すれば、「父や母には親孝行でなくてはならない」、「兄弟姉妹は仲良くしなければならぬ」、「夫婦は仲むつまじくあらねばならない」、「友達同士は信じ合わなければならぬ」、「他の人に対しては恭しく、また自分自身は慎み深くなくてはいけない」、「博愛を多くの人々にほどこし」、「まじめに学業にはげみ」、「職業人としての能力を高め」、「知能を高め」、「徳と才能をそなえた人間となり」、「進んで社会に貢献し」、「世の中で求められる任務を率先して実行し」、「憲法を尊重し」（「憲」とは「皇室典範」を指すとする読みもある。これだと、尊重すべきは天皇家ということになる）、「法を遵守し」といった、かなり身近な徳目が列挙されている。この中には昔から儒学者たちが唱えてきたものもあるが、井上があえて加えたと思われる、「博愛」、「向学心」、「自己啓発」、「社会貢献」といった法治国家に生きる市民的義務に目覚めさせようとする項目もある。

しかしこれらは教育勅語の眼目ではない。以下に示す眼目にこそ井上の巧みな計算が隠されているのである。教育勅語には軍人勅諭にも大日本帝国憲法にも使われていない特殊な用語がはじめて登場する。つまり「国体」という言葉である。この言葉は後に論証するように、概念規定が全くなされぬまま幕末から「知識人」のあいだに流布していた。井上毅は大胆にも、「国体」の定義らしきものをはじめて打ち出したのである。その内容をわかりやすく言い換えれば次のようになるだろう。まずこの日本という国は「皇祖皇宗」、つまり天照大神から神武天皇までの「皇祖」と、^{すいぜい} 綏靖天皇以下の歴代天皇を意味する「皇祖」とで国作りを始められたのだが、それは遙か遠い昔のことであった。この間にこの国には深く厚い徳が樹立された。天皇にしたがってきた我が国の民は忠と孝という優れた資質をよく身につけ、全員が心一つにして何世代にもわたってその美しい行いを実行してきた。それこそがこの国の「国体」の真価を花ひらかせたものであり、我が国で行う教育というものもまた、そのような深い源泉を持っているのである。

「国体」が神話史観に依拠していることは、この文言から透けて見える。明治憲法の「万世一系」と同じく、完全なフィクションを我が国が最も誇るべき「真実」だと言いくるめようとしているのだが、児童にも、児童を通じて明治政府からのメッセージが伝わることを期待されたはずの父母たちも、そのトリックは見抜けなかったであろう。虚心坦懐に考えればわかることだが、日本では昔から「億兆」、つまり国民全体が例外なく美德を身につけていたなどということは、とうてい考えられない。考えられたとすればナルシズムの極みというべきである。手の内を明かせば、これは井上や元田の「ほめ殺し効果」をねらった策謀だったに違いない。なぜそのような手の込んだ手段が必要だったかという、それは

「国体」というものが、一般民衆にはさっぱり訳の分からないものだったからなのである。

国体論を様々な視点から研究を重ねてきた米原謙は、この概念が生まれた初期の状況を次のように解説している、すなわち「水戸学の『国体』という観念は、儒教の名分論と万世一系の皇統意識が結合したところに成立した。会沢の『新論』執筆の二年後に松平定信に献呈されたという頼山陽の『日本外史』でも、『国の体面』という意味でこの語が使われている例が散見される。[……]。また吉田松陰は嘉永四(1851)年の兄宛書簡で、毛利藩の体面という意味で使っているが[……]、ペリー来航直後の『急務策第一則』では、武家政権成立以来の状態を『皇道明らかならず国体建たず』と表現している。[……]。「国体」という言葉の使用が徐々に広まっていく様子が窺われるだろう。そしてペリー来航を契機に、上書・意見書・勅書などに『国体』の語が頻出するようになる。『国体』は列強の接近による危機感を尊皇攘夷的ナショナリズムとして表現する格好の語になっていくのである⁽⁴⁷⁾と。米原は更に続けて「国体」という語がこの時期、具体的にはどのような意味合いで使われていたか、その用例にあたり、「(1)国家の体面あるいは国威、(2)国家の気風、(3)伝統的な国家体制、(4)万世一系の皇統を機軸とする政教一致体制」⁽⁴⁸⁾の四種に分類している。このことから、「国体」という語は幕末以来半世紀をへて徐々に、この分類の四種類目の意味に収斂していった(その途中の時期には公家出身の岩倉具視を例外として、実際には明治政府の文書や政府高官たちの書き残したものに「国体」の文字がほとんど見当たらない)ということになる。

さて、教育勅語の本当の「眼目」は、じつは「国体の精華」を謳うことではなかった。これはあくまでも導入部であり、「目眩まし」手段だったのである。実は徳目の列挙に続く「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という一文こそが、勅語発布の目的に関わる中心的内容だった。つまり国家に外国との戦争が避けられないような危機が生じたときは、自ら進んで勇気を発揮して国のために立ち上がり、そのようにして、これまで営々この国を築いてきた主人である天皇家の命運が幸多くその先も永遠に続くように、助けて支え続けなくてはならない、ということを訴えているのである。

この時期の井上が、ロessler、モッセら招聘外国人顧問や伊藤博文らとの熾烈な議論と駆け引きとを経て帝国憲法がようやく形を整え、帝国議会の発足がたしかになったとき、率先して教育勅語執筆に取り組んだのは、次世代のあるべき国民をいかに作り出すかという課題の重要性に気付いたからであろう。明治国家を創る上で果たした井上毅の役割を丹念に追跡した坂井雄吉は、「彼の視野には将来における『国民の性質』の新たな総合と、それをつうじての東西のギャップの克服が目指されていたとみる事が出来よう。[……]『抑も我邦は往時支那の文明をとり国民の性質を創造せり。今又欧州の文明をとり之を改

(47) 米原『国体論はなぜ生まれたか』、39頁。

(48) 同上。

良すること難しからず。而して幸いに五十年間の平和を保ち、其基礎を堅固にせば、遂に一大文明を想像して社稷を全くし、独立を存し、以て幸福を得るに足るべし。』それが一種の漸進論を意味することはすでに明らかといえよう」と、この当時の井上の見通しを振りかえる⁽⁴⁹⁾。それからわずか数年後に日清戦争を、さらにその10年後には日露戦争を遂行する「国民」が出現しようとは、井上にはまったく想定できなかったということになる。

さて日本全国の学校には御真影と教育勅語謄本をまつる特別な施設として奉安殿が作られた。日本は関東大震災のような大地震や、それにともなって起きる大津波、毎年何度も襲ってくる台風、あちこちで起きる火山爆発など、自然災害が数多く発生する国である。そのうえ第二次世界大戦も末期になると、日本全国のあらゆる都市が米軍機によって連日連夜の空襲を受けた。「木と紙と土」で作られた日本家屋を攻撃するには極めて効果的だということで焼夷弾(ナパーム弾)が投下され、大空襲によって東京、大阪、名古屋などの大都会は焼き尽くされてしまった。学校は緊急時にそなえて毎晩交代で男性教師を(太平洋戦争の時期には女性教師も)宿直させ、なんらかの災害が発生すると連絡をうけた校長や責任教師は奉安殿にかけつけ、御真影と教育勅語謄本を紐で身体にくくりつけて逃げなければならなかった。1890年から1945年までに殉職した校長や有責教員たちはかなりの数に上っただろうと推定できる。たしか数字としては、関東大震災時だけで殉職教師の数が41名を数え、そのうち東京での焼死者は13名、うち八名が「御真影を守護したり」、「御真影奉遷のための奮戦中」での死であったと伝えられる⁽⁵⁰⁾、という調査がある。本土大空襲の規模を勘案すれば、敗戦間近の時期には、おそらく奉安殿関連の殉職者総数はそれをはるかに上回ったに違いない。御真影下賜の問題を調べ上げた岩本努の労作に基づけば、米軍機の空襲が原因で「御真影のために殉職した教師の数は総数二〇名にのぼる」⁽⁵¹⁾というが、はたして本当にこれですべてだったのであろうか。明治政府が作り出した「模範的日本国民」の型枠は、このような忠君愛国型の教師までも生み出したのであった。

5. 家＝戸籍制度と「個人」の否定、歪んだ近代国家の誕生

さて、天皇が書名する公式文書には篆書で「天皇御璽」と彫られた大きな金印が押される。その上には「睦仁」(明治天皇)とか「裕仁」(昭和天皇)のように、名前だけが書かれている。天皇には氏名や姓名の、「氏」とか「姓」にあたるものがそもそもない。氏はもともと「うじ」、すなわち血縁関係でまとまった家族群のからなる大きな集団をさす名であった。姓は「かばね」と呼ばれる、古代の豪族が世襲した称号のことであった。どちらも天皇から家臣に下賜されるものであったから、天皇自身にはもともと氏も姓もなかったのである。

(49) 坂井雄吉『井上毅と明治国家』東京大学出版会、1983、92頁。

(50) 梅田『日本ナショナリズムの歴史 III』、202頁参照。

(51) 梅田『日本ナショナリズムの歴史 III』、204頁。

時代が下るとこれらの集団がしだいに「家」単位の小さなまとまりで暮らすように変わったが、大きな血縁集団の共通名はそのまま続いた。

時代が下って武家支配の時期が長く続くと、武士階級は家ごとに「名字」（古代の氏・姓に代わる、血縁関係や配偶関係で結ばれた小集団の名称）を名乗るようになった。ただし、それはかならずしも一生続くわけではなく、とりわけ、異例の出世をしたような場合には、より高位の（主君の姓の一部を採り入れるとか、崇高な意味合いを持つ漢字を使うとかして）名字に変える、あるいは主君から新たに授かる、などということもしばしば見られた。武士の間では男系長子相続が一般的であったため、次男以下は養子縁組によって他の名字を名乗ることもひんぱんに起こった。しかし、いずれにせよ名字は武士階級に特有の「符丁」であって、それ以外の「農・工・商」の民には名字の使用は許されなかった。しかしこれでは商人が取引する際などに不便をきたすので、「屋号」を名乗って個人識別の手段とするようになった。したがって徳川幕府が崩壊するまで、武士階級に特有の家督維持集団としての「家族形態」は、他の身分では一般的でなかったと見なければならぬ。

今日でも「家族」という言葉はきわめて多義的で、その意味するところは使用者ごとに千差万別である。明治の法制史において近代法体系を最初に作った人物として名を残す人々はほぼ例外なく武士階級の出身者であった。当然の成りゆきとして、明治政府は国民を「個人」単位ではなく、「家」ごとに管理し、統制しようとした。ところがそこで想定される「家」というのもまた一義的ではなかった。「お家大事」という言葉があるように、武士たちが最も大切にしたのは「家名」であり、「家督」の継承であった。そのため武士社会において生活単位をなす集団には、戸主という最も尊重されるべき存在があり、それを中心に隠居とか養子縁組とか、本家とか分家とか、同じ名字で括られ、独特の結束を維持するひとつかたまりの家族的血縁的つながりの単位が存在した。その中では、主君と家来の関係に類似した上下関係が保たれていた。本家の戸主は分家における婚姻や相続、財産管理についても強い発言権を持っていた。これに対して一般の人々ははるかに自由に振る舞っていた。結婚や離婚、職業選択や転業など、都市住民のほとんどは「個人として」（つまり家の掟に縛られることなく）身の処し方を決めることが出来たと思われる。家産や屋号なども含めた相続制度についても商家や各種製造業者、豪農にとっては、彼等独自の伝統的慣習法があったと思われる。もちろん農民の場合は、水呑百姓には継ぐべき田畑はなかったし、名字がないのだから家族の単位も武士階級のような大型集団を形成することはなかったはずである。ただ農村共同体単位で生産に従事し生活していたため、集団的な締め付けはそれなりにきつかったであろう。

明治政府は憲法だけでなく民法の制定にも着手しなければならなかった。明治初年に文部省は海外の高等教育機関に各分野にわたる専門家養成のための留学生派遣を開始した。第2回文部省留学生のなかに後に法学の第一人者となる穂積陳重がいた。英国での勉学の

後バリストという法学部門の専門資格を取得したが、英法よりも新興国日本にとってより参考になるとして1879年統一直後のドイツへ転国、ベルリン大学で近代的法制を学ぶ。しかしこの穂積陳重の頭の中にあつたのは、先端的ヨーロッパ法学知識ではなかつた。彼もまた、伊予宇和島の武家出身であるという出自の呪縛からは逃れられなかつたようで、「戸籍、氏、婚姻、離婚、養子、家長権、所有権、相続、刑法、証拠法などさまざまな法領域を先祖祭祀の観点から説明している[傍点：筆者]」⁽⁵²⁾と指摘される。

明治政府は1879年にフランスから法学者ポアソナードを招聘した。かれがまずとり組んだのは刑法と刑事訴訟法であつた。商法は1891年にドイツ人ロesslerが草案を作成し、民法草案はフランス人のポアソナードが担当した。この頃は派遣先から帰国していた穂積陳重や、その弟でより偏狭な日本主義的思想の持ち主であつた穂積八束らが大学で法学教育を開始しており、日本の学者たちの間で商法と民法の施行を延期すべきとする意見が鬚鬚として起こつた。ここで商法の問題については割愛して、民法制定の行方を追うことにしたい。

日本人学者たちは、ポアソナードの作成した民法案にたいして「西洋的な個人主義に汚染されて日本古代の『醇風美俗』を損なうものである」として攻撃したため、「明治国家における家制度の根幹となる『一家一氏一籍』の原則を」規定した「第二四三条 戸主トハ一家ノ長ヲ謂ヒ家族トハ戸主ノ配偶者及ヒ其家ニ在ル親族、姻族ヲ謂フ 戸主及ヒ家族ハ其ノ家ノ氏ヲ称ス」⁽⁵³⁾は未施行に終わったという。1998年7月に民法は正式に施行されたが、その第七三二条において「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」というように、規定が変わつたと説明される⁽⁵⁴⁾。しかし今日の日本語感覚からすれば、どこがどう変わったのか一向に解らない。謎を解く鍵は、ポアソナードが理解する「家」が「個人主義に毒された」もので、法編纂過程において日本側が抱いていた「家」の概念とは相容れないものだつたという点にあつたのである。遠藤はこれについて、「つまり民法にいうところの『家』とは、そのまま『戸籍』という概念で読み替えられる概念であつたことを理解せねばならない。そして、『其籍ニ在ル』つまり同じ戸籍に入ることは『其家ニ従属スル』ことと同義であるというのが立法者の意図であつた」⁽⁵⁵⁾と、問題の核心部分を説明している。

どうやらこの「家」概念は、「国体」とも密接に関連する中心的概念であることがわかってくる。遠藤はその核心部分に触れて、「とにかく明治民法施行が契機となり、個人は家に帰服する結果として戸籍に編入され、之を以て正しき『日本臣民』の証を得るといふ規律が日本社会に生まれつつあつた。明治期における家族国家思想の主要なイデオログであつた法学者穂積八束が『我千古ノ国体ハ家制ニ則ル、家ヲ大ニスレハ国ヲナシ国ヲ小ニスレ

(52) 内田貴『法学の誕生：近代日本にとって『法』とは何であつたか』筑摩書房、2018年、268頁。

(53) 遠藤正敬『戸籍と無戸籍：『日本人』の輪郭』人文書院、2017年、148頁。

(54) 遠藤『戸籍と無戸籍』、149頁。

(55) 遠藤『戸籍と無戸籍』、148頁。

ハ家ヲナス』[なお、引用部分の原文には全文字に強調の傍点がふられている：筆者]と述べたように、家は『万世一系』の皇統を機軸にした『国体』の私的領域における縮図であり、家の維持こそは『国体』の安寧をもたらすものであるという思想が萌芽を見せていた⁽⁵⁶⁾と的確に指摘している。また遠藤は新美吉治の「庶民の系譜」に関する見解を受けて、「つまり戸籍は、遠い過去の先祖から現在の子孫へと連綿と続く家族の系譜なのである。この家族観が、過去と未来とを永遠に一体化する『天壤無窮』を本旨とする『皇統』になぞらえることによって、『家』と『国体』が直結した日本独特の家族思想へと昇華するものとなる⁽⁵⁷⁾と、日本国民を一つの型枠にはめ込むための、最終的装置ができあがったことを明らかにしている。実は井上毅も晩年には、民法が依って立つべき土台はSitte（習俗）であるという信念を抱いたという。坂井雄吉は「井上における教育勅語の意味が、宗教とも道徳とも区別されたものとしてのSitteの補完にあったことは、明治二十三年六月二十日および二十五日付けの彼の山県宛の書簡(二-二三一、二三三)に明らかである⁽⁵⁸⁾とし、また「ちなみに明治二十六年八月二十六日、伊藤宛の書簡(四-二三六)で彼は穂積八束に好意的な見解を示している⁽⁵⁹⁾と述べており、この時代に「国民」の型枠を作り出そうとしたものたちの間で次第に醸成されていった思想傾向がはっきりと見て取ることが出来るといえよう。

まとめにかえて

井上毅が肺結核で病床に伏した頃、日本と清国は宣戦布告して干戈を交えていた。講和条約が結ばれる前に井上は息を引き取ったので、彼が作り出そうとした「日本臣民」がどのようにこの国家間の戦争を受容したかを、はたして彼が見取ったかどうかは定かでない。じつはまさにその当時、日本の排外ナショナリズムの高揚という、時の為政者たちにとっても予期しなかった事態が生じていたのである。日清戦争の戦況の推移とともにそれが制御不能となりつつあったことへの愁いと不安を記録した人物がいた。外務大臣陸奥宗光である。彼は回顧録『蹇蹇録』に次のようにそのことを書き記している。「顧みて我が国の形勢如何といえ、平壤、黄海戦勝以前においては窃かに結局の勝敗を苦慮したる国民が、今は早将来の勝利に対し一点の疑いども容れず、余すところは我が旭日旗が何時を以て北京城内に侵入すべきやとの問題のみ。ここにおいて乎、一般の氣象は壯心快意に狂躍し^{きょうし}驕肆高慢に流れ、国民到るところ喊声凱歌の場裡に乱酔したる如く、将来の欲望日々に増長し、全国民を挙げ、クリミア戦争以前に英国人が綽号せる^{しゃくごう}ジンゴイズムの団体の如く、唯これを進戦せよという声の外は何人の耳にも入らず。この間もし深謀遠慮の人あり、妥当中庸の説を唱うれば、あたかも卑怯未練、毫も愛国心なき徒と目せられ、ほとんど^{よわい}齒せ

(56) 遠藤『戸籍と無戸籍』、149-150頁。

(57) 遠藤『戸籍と無戸籍』、155頁。

(58) 坂井『井上毅と明治国家』、297頁。

(59) 同上。

られず、むなしく声を呑んで蟄息閉居するの外なきの勢いをなせり」⁽⁶⁰⁾と。

はたして井上毅が願ったように、対外戦争に向かわず50年ほども過ぎれば、あるいはもうすこし違った日本国民が生まれていたであろうか。たとえば、自分の帰属する国に自然な愛着を覚え、国が窮地に立てば心を痛み、なんとか脱する方策を考え、手助けもする。逆に望外の成功を取ればともに喜び合う。こういった普通の国民的心情をもった人が多数を占める国が生まれていただろうか。おそらくそれは不可能であった。そのことを井上自身が予測できなかったとすれば、彼の罪はいつそう深かったというべきである。井上もその一員であった明治政府の用意した「国民」という型枠は、こういう自然な心情をはじき飛ばしてしまったにちがいない。もっと積極的で、いかなる犠牲もいとわれない、いいかえれば「忠と孝」を衷心から発揮できる存在となることを求めたからである。

明治31(1898)年「太陽」の4月号に「非國民的小説を難ず」と題する、文芸批評の体裁をかりた時事評論が掲載された。著者は高山樗牛である。彼は「明治二十年以後の小説はその進歩と共に漸く國民的性情に遠かれり」⁽⁶¹⁾と述べて坪内逍遙の『小説神髓』批判を展開するが、注目すべきはここで「國民的性情」という目新しい概念を持ち出している点である。樗牛は過去10年間写実小説全体がその國民的性情を正しく解釈せず、それに満足を与えもしなかったと批判する。樗牛によれば「日本國民は快濶楽天の國民なり、然るに寫実小説は悲哀厭世の恨事を説く。日本國民は尚武任侠の國民なり、然るに寫実小説は涕淚柔懦の事蹟を語る。日本國民は世界の中に於いて最も道義的情緒に富める國民なり、然れども寫実小説は却て彼等に向て非倫敗徳を奨む、日本國民は忠孝義勇を以て人道の大本となす。然るに寫実小説は一も君父を言はざるなり、日本國民は家系の繼承を重んじ國家の運命を懸念するに於いて世界其比を見ず、彼等は君父の為に死するを以て最高の名誉となし、國民の利福は獨り國家の昌榮の中に見出得べきことを確信す、然るに寫実小説は却て彼の為に情死を説き、民権を説き平等を説く[……]」⁽⁶²⁾と、文字通り悲憤慷慨し、評論の最後で当時の文學の主流(購読者数がわずか三千にも届かないと揶揄しつつ)が道を謬っているのは「非國民文學」だからだと切って捨てる⁽⁶³⁾。

樗牛が声高に批判したところで、生まれて間もない日本近代文學の主流が、彼のいう「國民的性情」の対極にあったのはたしかである。国家的規模での一体感に同化することへの拒否反応が、当時の文學界ではしっかり姿を見せだしていた。明治民法の下で作られ出した家制度と、個人として目覚めつつあった近代的市民としての日本人の間における葛藤は、明治期から始まる近代日本文學の主題となっていたことは、すでに日本文學史では定説になっている。

(60) 陸奥宗光著、中塚明校注、『蹇蹇録：日清戦争外交秘録 新訂』岩波文庫、2007年、178-178頁。

(61) 高山樗牛「非國民的小説を難ず」『明治文學全集40』筑摩書房、1970年、31頁。

(62) 高山「非國民的小説を難ず」、33頁。

(63) 高山「非國民的小説を難ず」、34頁。

じつえば、実際に「国体」や「家制度」に決して押しつぶされない人間も少ないながら出現するようになっていた。本論文でこれまで縷々めぐり出して見せたようにずいぶん歪んだ形においてではあったが、曲がりなりに近代の外貌を呈し始めた明治の日本は、世界的規準に比しても臆する必要のない、才能溢れる個人を次々に輩出してきたのもまた事実なのである。日本の近代化過程は、いわば前近代的な幹に接ぎ木してしか形づくるのが出来なかった。それでもそこから伸びた枝には、根から送りこまれる古い樹液を吸い上げながらも、やがてそれなりの結実がみられたのである。典型的な例を夏目漱石に見ることが出来る。

大正3(1914)年の末、夏目漱石は学習院大学で「私の個人主義」と題する講演を行った。穂積八束があれほど排斥しようとした個人主義は、作家の壮絶な社会的葛藤を通して、自身の知性の中に芽生えずにはおれなかったことを、漱石は若者たちを前にどうしても訴えたかったにちがいない。息苦しい思いに堪えなければならなかったロンドンでの留学経験や、からなずしも意に染まなかった中学校や高等学校(いずれも旧制)での教師の経験や東京帝国大学での勤務のことを真摯な口調で披瀝しながら、彼は次のように、時代の風潮に真っ向から異をとる発言をしている。

「一体国家といふものが危なくなれば誰だつて国家の安否を考へないものは一人もいない。国が強く戦争の憂^{うれひ}が少なく、さうして他から犯される憂がなければならぬ程、国家的観念は少なくなつて然るべき訳で、其空虚を充たす為に個人主義が這入つてくるのは理の当然と申すより外に仕方がないのです。今の日本はそれ程安泰でもないでせう。貧乏である上に、国が小さい。従つて何時どんな事が起つてくるかも知れない。さういふ意味から見て吾々は国家の事を考へてゐなければならぬのです。けれども其日本が今が今潰れるとか滅亡の憂き目にあふうとかいふ国柄でない以上、さう国家々と騒ぎ廻る必要はない筈です」⁽⁶⁴⁾とふだん思っていることをたんたん、しかしひそかな大胆さをこめて述べている。講演を終えるのに先だつて、さらに畳みかけるようにして、「だゞもう一つ御注意までに申し上げて置きたいのは、国家的道德といふものは個人的道德に比べると、ずつと段の低いものに見える事です。元来国と国とは辞令はいくら八釜しくつても、徳義心はそんなにありやしません。詐欺をやる、誤魔化しをやる、ペテンに掛ける。滅茶苦茶なものであります。だから国家の平穩な時には、徳義心の高い個人主義に矢張り重きを置く方が、私にはどうしても当然のやうに思はれます」⁽⁶⁵⁾と断言してしている。

この講演が行われたのは、同年8月23日ドイツに対して日本が宣戦布告し、9月には日本軍が山東省に上陸を開始、そして11月7日青島のドイツ軍要塞を占領した直後であったことは、きわめて示唆的である。歪められた近代化日本であっても、このような醒めた知

(64) 夏目漱石『現代文学大系 13 (夏目漱石集 第1)』筑摩書房、1964年、486頁。

(65) 同上。

性を生み出す可能性は残されていたことの、まぎれもない証であるということが出来るだろう。